

奈良県立大学学生委員会規程

(目的)

第1条 奈良県立大学における学生の修学に関する事項を審議するため、奈良県立大学学生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の生活相談に関する事項
- (2) 学生の福利厚生に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) その他学生の修学の支援に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に係る審議の結果について、必要に応じて大学運営会議又は教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学部長（学生担当）
- (2) 専任教員のうち学長が指名する者 3人以上
- (3) 一般職員のうち事務局長が指名する者 2人以上

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学部長（学生担当）をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 奈良県立大学学生・就職委員会規程（令和3年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。